

「協働」の範囲の考え方について（案）

行政が単独で行う事業

指定管理者事業 行政が、地方自治法第244条の2第3項の規定により、条例の定めるところによって、法人その他の団体を指定し、公の施設の管理を行わせるもの

委 託 事 業

行政の事務を法人その他の団体に委託するもの

協 働 事 業 市民団体と行政が対等の立場で共通の目標に向かって取り組む事業

アダプト・システム 事業協力 協働提案事業委託

共 催 事 業

市民団体と行政がともに主催者となって取り組む事業

実行委員会・協議会

市民団体と行政で構成する実行委員会や協議会が実施する事業

補 助 事 業

市民団体が実施する公益的活動を行政が金銭面で支援すること

公有財産の提供 市民団体が実施する公益的活動を行政が所有する公有財産を提供することにより支援すること

人 的 支 援 市民団体が実施する公益的活動に対し、行政が担い手の育成や職員の派遣等により支援すること

後 援 事 業 市民団体が実施する公益的活動を行政が後援名義の使用を許可し、支援すること

市民公益活動・社会貢献事業

市民団体や事業者が単独で実施する公益的活動

市民活動・事業活動

協働推進条例で規定する「協働」の範囲

北本市市民と行政との協働推進計画で規定している「協働」の範囲